



## 資料編

# 1 策定経過

年月日	主な内容
平成30年12月14日	<p>平成30年度第2回八千代市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について</li> </ul>
平成31年1月7日～2月1日	<p>八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施</p> <p>調査目的：教育・保育等の利用希望の把握や子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析し、次期計画の基礎資料とするために実施</p> <p>調査対象：就学前児童保護者・就学児童保護者を無作為抽出</p> <p>配布数：就学前児童 2,500通 就学児童 1,500通</p> <p>回収数（回収率）：就学前児童 1,659通（66.4%） 就学児童 986通（65.7%）</p>
平成31年3月22日	<p>平成30年度第3回八千代市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について</li> </ul>
令和元年6月21日	<p>令和元年度第1回八千代市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたスケジュールについて</li> <li>八千代市の子どもを取り巻く現状</li> </ul>
令和元年7月26日	<p>令和元年度第2回八千代市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた課題について</li> <li>第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画の体系骨子（案）について</li> <li>第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの考え方について</li> </ul>
令和元年10月30日	<p>令和元年度第3回八千代市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案（第1稿）について</li> </ul>
令和元年12月20日	<p>令和元年度第4回八千代市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案（最終稿）について</li> </ul>
令和2年1月5日～2月3日	パブリックコメント手続の実施
令和2年2月21日	<p>令和元年度第5回八千代市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の案について</li> </ul>

## 2 八千代市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	区分	所属する団体の名称等	氏名
1	市民	市民公募	笠原 ひとみ
2		市民公募	小森 真由美
3		市民公募	大同 知子
4		市民公募	北村 梨沙
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	八千代市民間保育協議会	丸山 純
6		八千代市私立幼稚園協会	石井 篤
7		八千代市認定こども園連盟	藤澤 彩
8		NPO 法人 全国小規模保育協議会	緑川 美穂子
9		八千代市社会福祉協議会	河島 和城
10	学識経験者	東京成徳大学	別府 さおり
11		東京成徳大学	朝比奈 朋子
12		東京家政大学	柿沼 芳枝
13	市長が必要と認める者	八千代市民生委員児童委員協議会連合会	佐藤 小百合
14		八千代商工会議所	田中 宏行
15		八千代市校長会	宍浦 智子

### 3 地区別人口推計結果

( 阿蘇地区 )

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	77	75	73	71	69
1歳	103	85	83	81	78
2歳	79	108	88	86	84
3歳	104	83	111	91	89
4歳	104	108	86	115	94
5歳	105	106	109	87	115
6歳	106	105	105	108	86
7歳	113	105	104	103	107
8歳	97	113	105	103	103
9歳	101	96	112	104	102
10歳	119	100	95	111	103
11歳	116	118	100	95	111

( 村上地区 )

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	215	210	203	198	192
1歳	185	211	206	198	193
2歳	201	176	202	197	189
3歳	222	191	167	191	186
4歳	202	214	183	159	183
5歳	215	199	210	179	156
6歳	244	206	191	202	172
7歳	233	238	201	187	196
8歳	240	231	236	199	185
9歳	250	237	228	234	196
10歳	243	245	234	225	231
11歳	276	242	245	234	224

( 睦地区 )

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	67	65	62	60	58
1歳	46	63	61	59	56
2歳	59	42	57	55	52
3歳	58	56	40	54	53
4歳	54	50	50	35	48
5歳	46	50	47	47	33
6歳	51	44	49	45	46
7歳	42	47	41	44	42
8歳	54	39	44	39	41
9歳	50	53	38	43	38
10歳	46	48	51	36	41
11歳	61	44	46	49	35

( 大和田地区 )

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	372	363	355	347	336
1歳	337	370	361	352	344
2歳	350	325	357	347	339
3歳	354	339	313	345	335
4歳	396	341	327	300	332
5歳	377	383	329	315	289
6歳	409	373	378	325	311
7歳	470	406	369	373	321
8歳	468	472	408	370	374
9歳	510	467	470	406	368
10歳	564	512	468	471	407
11歳	538	565	511	467	470

( 高津・緑が丘地区 )

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	453	467	487	497	503
1歳	545	523	537	551	562
2歳	533	590	571	577	592
3歳	561	571	632	605	611
4歳	586	593	601	654	629
5歳	535	615	622	622	674
6歳	484	566	648	647	643
7歳	530	513	595	670	668
8歳	470	548	528	603	678
9歳	501	489	567	537	614
10歳	523	516	503	572	541
11歳	496	539	529	506	576

( 八千代台地区 )

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	240	247	248	245	241
1歳	243	258	257	257	254
2歳	216	242	252	251	250
3歳	263	220	237	247	246
4歳	239	264	215	230	240
5歳	283	247	264	214	228
6歳	257	288	242	259	210
7歳	265	266	287	241	258
8歳	271	274	267	288	241
9歳	262	278	273	265	286
10歳	252	268	276	270	264
11歳	255	262	271	279	272

( 勝田台地区 )

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	85	85	84	82	81
1歳	97	89	89	88	85
2歳	76	100	92	92	91
3歳	102	82	104	98	97
4歳	111	103	82	104	98
5歳	97	110	102	81	103
6歳	104	103	116	106	85
7歳	102	103	102	116	105
8歳	106	102	104	102	117
9歳	108	106	102	104	102
10歳	128	109	107	103	105
11歳	138	130	111	109	105

※小数点以下の四捨五入により、各地区の合計と全市の数値が一致しない場合があります。

## 4 用語解説

用語	解説
<b>アルファベット</b>	
P D C Aサイクル	マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進していくシステムのことです。最後のAct（改善）ではCheck（評価）の結果を次のPlan（計画）に反映することにより、システムを循環させていきます。

<b>数字</b>		
1号認定 2号認定 3号認定	確認を受けた幼稚園や保育園、認定こども園等を利用するには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。当該認定は、子どもの年齢や親の就労等による保育の必要性に応じて、1号から3号認定まで3つの区分があります。	
	認定区分	対象
	1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども
	2号認定	満3歳以上で、保育の必要性がある子ども
	3号認定	満3歳未満で、保育の必要性がある子ども
		利用施設
		幼稚園・認定こども園
		保育園・認定こども園等
		保育園・認定こども園等

<b>あ行</b>	
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	幼稚園や認定こども園の在園児を、通常の就園時間（おおむね9時～14時）の前後や長期休業中などに預かる事業です。
一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	保育を必要とする2歳児（3号認定）を、幼稚園で定期的に預かる事業です。
一時預かり事業（一般型）	幼稚園や保育園、認定こども園等に在籍していない0～5歳までの子どもを、保護者の事情により一時的に家庭で保育ができないとき、幼稚園や保育園、認定こども園で預かる事業です。



か行	
確認を受けない幼稚園 (確認を受けた幼稚園)	施設型給付費(国・県・市がそれぞれ定められた負担割合で施設に支給する運営費)を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した幼稚園を「確認を受けた幼稚園」と言い、令和2年4月現在で八千代市には1園あります。 また、施設型給付費を受けずに県の私学助成(財政支援)を受けて運営する幼稚園を「確認を受けない幼稚園」と言います。
確保方策	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要量)に対応する必要な定員数などの供給量です。 また、各年度の時点は、「教育・保育施設等の整備事業」及び「時間外保育事業」、「放課後児童健全育成事業」が年度当初となり、その他の事業が、年度末までとなります。
企業主導型保育事業	平成28年度に内閣府によって創設され、企業が従業員の子どもを保育するために設置する保育施設で、八千代市には、令和2年4月現在で7施設があります。企業が単独または複数の企業と共同で設置する形態や、保育事業者に委託して運営する形態があり、国の助成を受けて運営され、施設の中には、従業員の子どものみだけでなく、地域の子どもの受け入れる施設もあります。
基本指針	子ども・子育て支援法第60条の規定により、国が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針です。主な内容は、子ども・子育て支援の意義、地方自治体の事業計画の作成指針等に関する事項です。
子育て安心プラン	待機児童の解消に向け、平成30年度から令和2年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備していくため、保育の受け皿の拡大や人材の確保など6つの支援パッケージを柱として、平成29年6月に国が策定したプランです。
子育て世代包括支援センター	利用者支援事業などの子育て支援施策や乳幼児健康診査などの母子保健施策を一体的に提供できるよう相談支援を行うほか、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療機関等との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことを目的としています。 実施方法は、ワンストップ拠点を整備する方法や、子育て支援窓口と母子保健窓口等が緊密に連携して実施する方法などがあります。
子ども・子育て支援法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の一つで、全ての子どもの良質な成長環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律です。子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化した新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るものです。

さ行	
支援単位	国が定めた学童保育所における児童の集団の規模を示す単位であり、1支援単位で構成する子どもの数は、おおむね40人以下で、おおむね1教室を目安としています。
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月に成立し、急速に進む少子化の流れを食い止め、子どもが健康に生まれ育つ環境を整備することを目的に、仕事と子育てを両立できる環境の整備や地方公共団体等の行動計画の策定を定めた法律です。(令和6年度までの時限立法)
実費徴収	教育・保育を提供する標準的な費用として、国が定める公定価格から算定した施設型給付費等(運営費)で賄うことができない費用(給食費や制服、園外活動等の費用)について、保育園等の事業者が、保護者の同意を得た上で、直接実費で徴収する費用です。
児童発達支援	障害のある子どもを通所させ、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
新・放課後子ども総合プラン	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況を踏まえ、平成30年9月に国が策定したプランです。このプランでは、放課後児童クラブの待機児童の早期解消や、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等が盛り込まれています。

た行									
待機児童数	認可保育所等の利用申込みをしたが、入所できていない児童のうち、「他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望して入所できていない児童」など、国の定義に基づき、待機児童数に含めないこととされている児童を除いた数が、「待機児童数」となります。 なお、学童保育事業の待機児童数には、このような国で定める定義はなく、入所申請をした児童のうち、入所できていない児童の数が、「待機児童数」となります。								
地域型保育事業	市の認可を受けて、19人以下の少人数の単位で、0～2歳までの子どもの保育を行う事業で、次の類型があります。 <事業類型> <table border="1"> <tr> <td>家庭的保育</td> <td>家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>小規模保育</td> <td>少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> <td>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td>企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。</td> </tr> </table>	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。	小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。	事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。								
小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。								
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。								
事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。								
地域子育て支援センター	主に地域子育て支援拠点事業を実施する施設で、妊娠から出産、子育てまで一貫した子育て支援事業を実施する拠点施設として、市内の3つの公立保育園と2か所の子ども支援センターすてっぷ21を位置付けています。								
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条で規定する利用者支援事業や一時預かり事業などの13の事業です。子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めます。								
特定教育・保育施設	施設型給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）です。								
特定地域型保育事業	地域型保育給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した地域型保育事業です。								
特別支援教育	平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援学校のみならず、全ての学校において、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。								

な行	
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設で、地域の子育て支援も行います。保護者の就労等により保育を必要とする0～5歳の子どもと、保育を必要としない3～5歳の子どもを預かります。

は行	
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得ながら、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

や行	
幼稚園の預かり保育	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）と同様に、幼稚園の在園児を、通常の就園時間の前後等に預かる事業ですが、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は市からの補助金で運営されているのに対し、幼稚園の預かり保育は、千葉県の私立学校経常費補助金を活用し運用されている事業になります。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた子ども等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。

ら行							
利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）	<p>子育て家庭及び妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う事業です。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基本型</td> <td>地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。</td> </tr> <tr> <td>特定型</td> <td>主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>母子保健型</td> <td>主として市の保健センターなどで、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対する相談支援等を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	基本型	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。	特定型	主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。	母子保健型	主として市の保健センターなどで、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対する相談支援等を行います。
基本型	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。						
特定型	主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。						
母子保健型	主として市の保健センターなどで、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対する相談支援等を行います。						
量の見込み	<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関して、ニーズ調査や実績値などから推計した今後見込まれる利用者数やサービス量などの需要量です。</p> <p>また、各年度の時点は、「教育・保育施設等の整備事業」及び「時間外保育事業」、「放課後児童健全育成事業」が年度当初となり、その他の事業が、年度末までとなります。</p>						
レスパイトサービス	介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスです。						

## 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行者：八千代市子ども部子育て支援課

住所：〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL：047-483-1151（代）

FAX：047-482-9094